

嘉麻市子ども計画（仮称）について

令和5年4月1日、こども政策を総合的に支援することを目的に「こども基本法」が施行されました。

国は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項について「こども大綱」を定め、「こども大綱」には「少子化対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」を含まなければならないとされています。

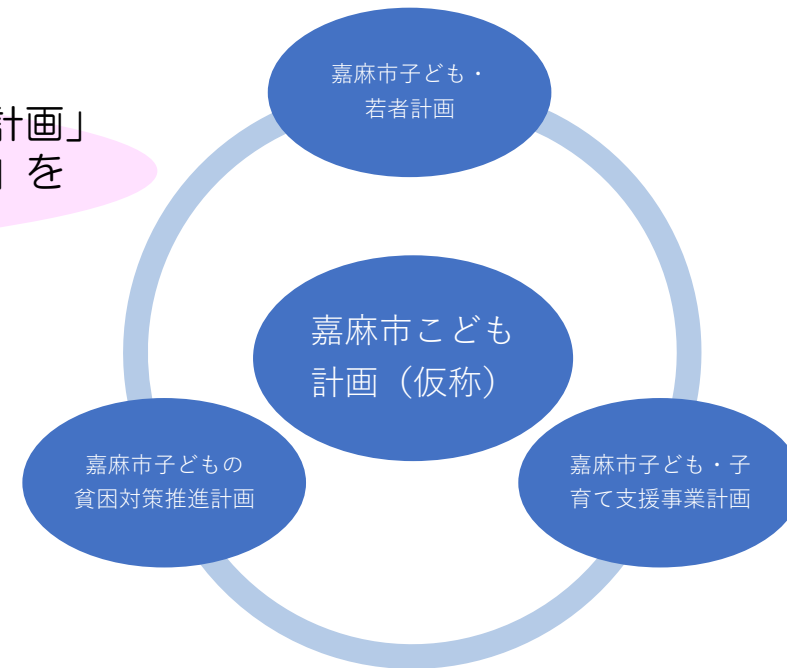
都道府県と市町村には、「こども大綱」を勘案し、「こども計画」を定める努力義務が課されました。



嘉麻市における子ども施策を総合的に推進するため、「嘉麻市子ども・若者計画」「嘉麻市子どもの貧困対策推進計画」「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして作成し、「嘉麻市子ども計画（仮称）」とします。

◆ 3つの計画を一体のものとして作成するメリット

- ・ 嘉麻市の子ども施策全体に横串を刺すことができ、市民にとってもより分かりやすい計画となります。
- ・ 重なる施策や事業が多いと思われるため、進捗管理等に係る事務の効率化や経費削減が期待されます。



【参考】

こども大綱（こども基本法第9条）

国は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならない。「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化される。（「こども大綱」は、令和5年度中に策定される予定）

都道府県子ども計画、市町村子ども計画（こども基本法第10条）

都道府県は、「こども大綱」を勘案し「都道府県子ども計画」を、市町村は「こども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案し「市町村子ども計画」を定めるよう努める。（努力義務）
都道府県及び市町村のこども計画は、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・子育て支援事業計画」等と一体のものとして作成することができる。



第三期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

1. 調査の目的

令和7年度を始期とする第三期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本市の人口減少の現状と将来の動向及び子育て支援施策の課題を踏まえた上で、子どもの保護者のニーズを適切に把握し、5か年の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計及び具体的な目標設定を行うため、実施します。

2. 調査対象者

嘉麻市内に居住する、次の2つの区分の児童全ての保護者を対象として実施します。

- ① 就学前児童の保護者
- ② 小学校及び義務教育学校（1～6年生）児童の保護者

3. 調査方法

① 就学前児童の保護者

市内の保育所、幼稚園を利用中児童の保護者へは、施設を通じ調査票を配布し、施設への提出又は郵送、オンラインでの回答を依頼します。その他の保護者へは、郵送により配布し、郵送又はオンラインでの回答を依頼します。

② 小学校及び義務教育学校（1～6年生）児童の保護者

市内の学校に在籍児童の保護者へは、学校を通じ調査票を配布し、担任の先生への提出又はオンラインでの回答を依頼します。その他の保護者へは、郵送により配布し、郵送又はオンラインでの回答を依頼します。

4. 調査内容等

- ① 就学前児童保護者用：31問程度
- ② 小学校及び義務教育学校（1～6年生）児童保護者用：28問程度

嘉麻市子どもの生活状況調査

1. 調査の目的

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、子どもや家庭の生活実態や支援ニーズ等の調査及び分析を行い、本課の課題や特性を踏まえ、子ども・子育て支援施策を効果的に推進するために調査を実施します。

2. 調査対象者

市内の小中学校及び義務教育学校の対象学年の児童生徒及びその保護者を対象として実施します。

- ①小学生（4～6年生）及び義務教育学校（4～6年生）本人
- ②中学生、義務教育学校（7～9年生）本人
- ③上記の児童生徒の保護者

3. 調査方法

市内の小学校、中学校、義務教育学校を通じ調査票を配布し、学校を通じて回収を依頼します。保護者分は、調査対象世帯の中で学年が一番上の児童生徒分に同封し、学校を通じて回収を依頼します。

4. 調査内容

「令和2年度子供の生活状況調査」（内閣府）の調査項目をベースに調査票を作成し、ヤングケアラーに関する項目を追加します。

- ①小学生（4～6年生）及び義務教育学校（4～6年生）本人用：25問程度
- ②中学生、義務教育学校（7～9年生）本人用：25問程度
- ③小中学生及び義務教育学校保護者用：33問程度